

副村長に 佐野徹氏が就任

6月に開催された令和3年第2回議会定例会において、佐野徹氏（重宝）を副村長に任命することが同意され、7月1日に就任しました。

●コメント

愛する飛鳥村をより良くするため、モノづくりの世界での知識や経験を活かし、職員と力を合わせ、村長を支え、活気・魅力・人づくりの村の具体化に向けて全身全霊で取り組みます。

●問合せ先

総務部総務課



副村長に就任した
佐野徹氏

議会一般質問の録画映像 配信開始のご案内

令和3年6月定例議会より一般質問の録画映像を村公式ホームページにてご覧いただけます。

●配信開始時期

議会閉会後の約2週間後から

●閲覧方法

村公式ホームページの飛鳥村議会からご覧ください。

●問合せ先

議会事務局



夏まつり・村民体育祭の 中止について

本年度開催を予定していましたが「夏まつり（8月7日（土））・村民体育祭（10月10日（日）」について、新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない状況であり、来場者および関係者の安全確保が困難なため、昨年度に引き続き中止が決定しました。

開催を楽しみにされていた皆さまには大変申し訳ありませんが、ご理解とご協力をよろしくお願いたします。

なお、令和4年度の開催予定は次のとおり決定されました。

○夏まつり

令和4年8月6日（土）

○村民体育祭

令和4年10月9日（日）

予備日 10日（月・祝）

●問合せ先

中央公民館内生涯教育課

妊婦および子育てタフシー 料金の一部を助成します

妊婦および子育て中の移動が少しでも安心できるよう、利用するタクシー料金の一部を助成し、子育て支援の充実に図ります。

●対象

妊婦…母子健康手帳の交付を受けた方
乳幼児…満4歳に満たない方

●助成内容

利用券（年間30枚）は、1枚あたりの上限金額を500円とし、（迎車回送料金200円を含む）最高15,000円まで助成します。

●申請方法

すこやかセンター内保健環境課窓口にて申請書を記入のうえ、提出してください。即日交付します。

●持ち物

妊婦…母子健康手帳、印鑑
乳幼児…年齢のわかる物（母子健康手帳、健康保険証等）、印鑑

●申請期間

7月1日（木）から随時受付します。

●申請場所および問合せ先

すこやかセンター内保健環境課



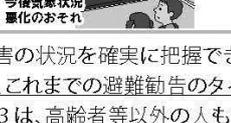
5月20日(木)から

警戒レベル

4

避難指示で必ず避難

避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゆうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません!**

**避難勧告は廃止されます。**  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。**

避難に時間のかかる  
**高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。**

## 国民健康保険高齢受給者証を送付します

国民健康保険に加入されている70歳以上75歳未満の方には、保険証に加えて、高齢受給者証をお持ちいただいています。

現在皆さまがお持ちの高齢受給者証の有効期限は7月31日までです。8月1日から使用していただく高齢受給者証を7月中旬以降に送付します。

**高齢受給者証の色は、白色から薄だいだい色に変わります。**

8月1日以降に医療機関等で受診をするときは、必ず新しい高齢受給者証を保険証と一緒に提示してください。

なお、期限が過ぎました高齢受給者証は、ご自宅において破棄していただきますようお願いいたします。

### ●問合せ先

民生部住民課

## 新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な場合減免制度が受けられます

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、収入が減少した方は、減免制度を受けられる場合があります。

### ●対象となる保険税、保険料

◆国民健康保険税

◆後期高齢者医療保険料

◆介護保険料

### ●対象となる方

次の①または②のいずれかに該当するに至った方が対象となります。

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれる方

※詳細についてはご相談ください。

### ●問合せ先

【国民健康保険】

【後期高齢者医療】

民生部住民課

【介護保険】

すこやかセンター内福祉課

## 新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金について

国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがあり、その療養のため勤務することができなかつた場合、傷病手当金を支給します。

### ●支給日数

勤務できなくなった日から3日を過ぎた日から勤務できない期間のうち、勤務予定であった日。

### ●支給額

(直近の連続した3カ月間の給与収入の合計額÷勤務日数) × 2/3 × 支給日数

※給与収入の全部または一部を受け取ることができずの方は、その期間は支給しません。ただし、その給与収入が傷病手当金の支給額より少ない場合は、差額を支給します。

### ●適用期間

令和2年1月1日から令和3年9月30日までの間で療養のため勤務できなかった期間

※入院が継続する場合などは、最長1年6カ月まで

### ●申請方法

申請書、事業主の証明書、医師の意見書(医療機関を受診したとき)などが必要になりますが、事前に電話でご相談ください。

### ●問合せ先

民生部住民課

マイナンバーカードの申請をしましょう!

詳しくは  
民生部住民課まで





## 後期高齢者医療制度の保険証を更新します

- 現在皆さまがお持ちの保険証の有効期限は7月31日までです。8月1日から使用していただく保険証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便で送付します。
- 保険証の色は、オレンジ色から緑色に変わります。
- 保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。8月1日以降に医療機関等で受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。
- 期限が過ぎました保険証は、ご自宅において破棄していただきますようお願いします。

## 後期高齢者医療保険料が決定します

7月中旬に「令和3年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。

### 【保険料の支払方法】

- 原則年金からの引き落としとなります（特別徴収）。ただし、後期高齢者医療制度に加入後半年程度の間や、年金の額が年間18万円未満の方または介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える場合は、引き落としとはなりません。
- 年金からの引き落としとならない方については、口座振替や納付書で個別に納めていただきます（普通徴収）。
- **問合せ先** 民生部住民課

## 就学援助について

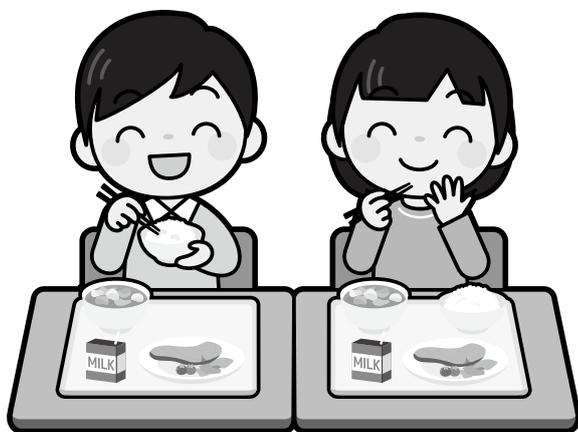
本村では、お子さんを小・中学校に就学させることに経済的な理由でお困りの方に対し、給食費・学用品費・修学旅行費などの一部を援助する事業を行っています。

### ● 対象

- ・ 村民税が非課税または減免された家庭
- ・ 児童扶養手当が支給された家庭
- ・ その他経済的に困りの家庭

### ● 問合せ先

中央公民館内教育課



## ブロック塀等撤去費を補助します

地震発生時における道路等に面したブロック塀等の倒壊による災害から身体および財産を保護するため、ブロック塀等を撤去する工事に要する費用の一部を補助します。

### ● 補助限度額

10万円

### ● 補助対象

村公式ホームページをご覧ください。または開発部建設課までお問合せください。

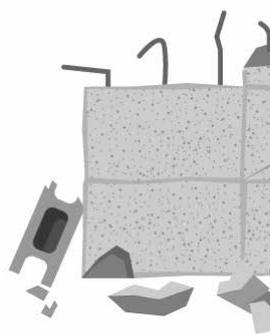
### ● 補助対象期限

令和4年3月31日(木)

※補助金申請は、工事着手前に行っていた必要があります。申請前にブロック塀等を撤去されますと、補助対象外となりますのでご注意ください。

### ● 問合せ先

開発部建設課



## 福祉医療のご案内

### 福祉医療受給者証を更新します

障害者医療、後期高齢者福祉医療の受給者証をお持ちの方で、有効期限が「令和3年7月31日」と表記されている方は、更新手続きが必要です。

7月上旬に対象の方へ更新申請書等を送付しますので、必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。

引き続き該当する方には、新しい受給者証を7月下旬に送付します。

なお、期限が過ぎました受給者証は、ご自宅において破棄していただきますようお願いいたします。

### 問合せ先

民生部住民課



### 福祉医療受給者証について

新規申請を希望される方は、民生部住民課までご相談ください。

受給者証は申請がないと発行ができません。

### 子ども医療

0歳～18歳までの方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。

### 対象者

0歳～18歳(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の方の保護者

※保護者の医療費は助成されません。

### 母子・父子家庭医療

ひとり親家庭や重度の障がいがある父または母等がいる家庭(ひとり親家庭と同じ扱いになる家庭)が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。

### 対象者

- ・ひとり親家庭で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の方を扶養する父母等
- ・ひとり親家庭で扶養されている18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の方
- ・父または母に重度の障がいがある

る家庭で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の方を扶養する父母等

・父または母に重度の障がいがある家庭で扶養されている18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の方

### 障害者医療・精神障害者医療

心身に障がいがある方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。

### 対象者

- ・身体障害者手帳1～3級をお持ちの方
- ・身体障害者手帳4級で腎臓機能障害をお持ちの方
- ・身体障害者手帳4～6級で進行性筋萎縮症の方
- ・自閉症候群と診断されている方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

### 後期高齢者福祉医療

後期高齢者医療制度の被保険者の方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。

### 対象者

- ・障害者医療、精神障害者医療、

母子・父子家庭医療の要件に当てはまる方

・ねたきり、認知症の方で要介護度4または5と認定されていて、生活介護を3カ月以上継続して受けている方(所得制限あり。)

・独り暮らしで住民税非課税の方(税法上の被扶養者、施設入所者は除く。)

### 問合せ先

民生部住民課





# 手当の案内

## ひとり親家庭等に対する手当

### 児童扶養手当(国制度)

#### 支給対象者

父または母に重度の障がいのある家庭、ひとり親家庭等で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童(児童に障がいがある場合は20歳未満)を養育している方

### ●手当月額

第1子	全部支給	43,160円
	一部支給	43,150～10,180円
第2子加算	全部支給	+ 10,190円
	一部支給	+ 10,180～5,100円
第3子以降加算	全部支給	+ 6,110円
	一部支給	+ 6,100～3,060円

### 愛知県遺児手当

#### ●支給対象者

父または母に重度の障がいのある家庭、ひとり親家庭等で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を養育している方

### ●手当月額(児童一人につき)

支給開始1～3年目	4,350円
4～5年目	2,175円
6年目以降	支給対象外

### 飛島村遺児手当

#### ●支給対象者

愛知県遺児手当に同じ

### ●手当月額(児童一人につき)

一律	3,200円
----	--------

### 障がいのある方等に対する手当

### ●特別児童扶養手当(国制度)

#### ●支給対象者

① 20歳未満の身体障害1～2級程度または療育手帳A判定程度の児童を養育している方  
② 20歳未満の身体障害3級(4級の一部含む。)程度または療育手帳B判定程度の児童を養育している方

### ●手当月額(児童一人につき)

①に該当する児童	52,500円
②に該当する児童	34,970円

### ●在宅重度障害者手当(県制度)

#### ●支給対象者

① 身体障害1～2級で療育手帳A判定の方のうち在宅の方  
② 身体障害1～2級の方、療育手帳A判定の方、身体障害3級の障がいを有し療育手帳B判定の方のうち在宅の方

### ●手当月額(一人につき)

①に該当する児童	15,500円
②に該当する児童	6,750円

### ●手当に係る注意点

#### ●所得制限

飛島村遺児手当以外は、所得制限があります。所得の金額により支給対象外となる場合があります。

#### ●障がいの程度

支給対象者とされている程度の障害者手帳等をお持ちの場合でも、診断書等の要件により認定されない場合があります。

#### ●生活の状況

長期入院(3カ月以上)や施設入所、婚姻(事実婚を含む)等、生活状況により支給対象外となる場合があります。

#### ●問合せ先

民生部住民課

## 令和3年度セントレアオンライン親子航空教室参加者募集 ～親子で楽しめる国際空港のお仕事～

現役のグランドハンドリングスタッフが、国際空港のお仕事をわかりやすく紹介します。

世界と海部地区をつなぐ中部国際空港セントレアからライブ配信する、海部地区限定の親子限定のオンライン教室です。

### ●日 時

第1回 8月5日(木) 午前10時～11時30分

第2回 8月5日(木) 午後1時～2時30分

第3回 8月6日(金) 午前10時～11時30分

※各回ともに同じ内容ですので、いずれかにご応募ください。

### ●開催方法

ZOOMによるオンライン開催

### ●定 員

親子750組 ※定員は各回親子250組

### ●対 象

海部地区在住の小学校3年生から6年生の児童とその保護者

### ●参 加 費

無料

ただし、パソコン・タブレット端末、インターネット通信環境が必要です。

### ●応募方法・応募期限

7月20日(火)までにホームページから応募してください。

URL [https://www.vill.tobishima.aichi.jp/shincyaku/sentorea_online_kyositu.html](https://www.vill.tobishima.aichi.jp/shincyaku/sentorea_online_kyositu.html)

### ●主 催

中部国際空港海部地区連絡会

### ●協 力

中部スカイサポート株式会社

### ●そ の 他

応募者多数の場合は抽選とし、当選された方には7月23日ごろにメールにてお知らせいたします。

●問合せ先 総務部企画課



グラウンドゴルフ場(富浜緑地内  
芝生広場)が利用できます

### ●利用時間

平日の午前10時～午後4時30分  
(最終受付は午後3時30分)

### ●利用料金

無料

### ●受付場所

富浜緑地内自転車貸出所

### ●その他

草刈り作業時など利用ができませんので、事前にお問合せください。

### ●問合せ先

富浜緑地自転車貸出所  
☎ 090・7674・7074